

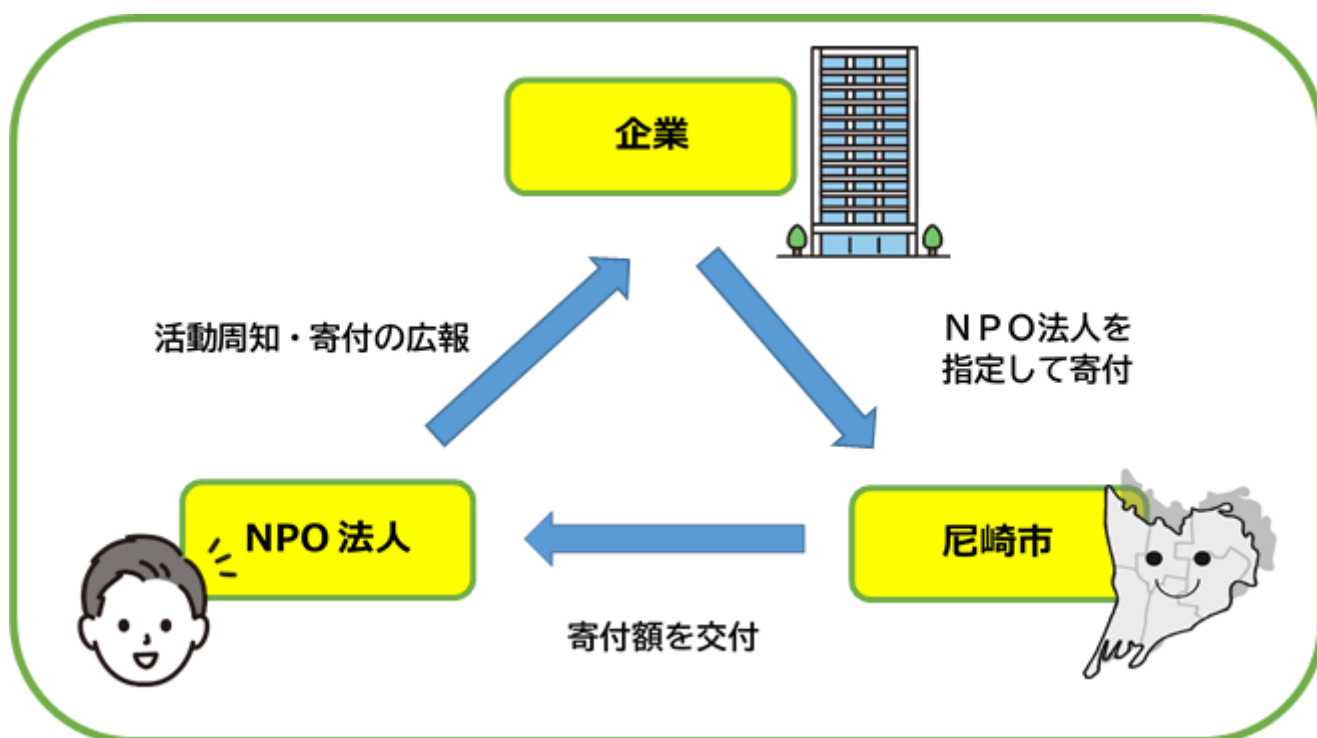
市内NPO法人の皆様

企業版ふるさと納税型

特定非営利活動促進事業のご案内

企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業の概要について

NPO法人が行う特定非営利活動事業に共感し、応援を行いたいと思われた企業等から寄せられた寄付金の範囲内の額を、市がNPO法人に交付します。地域の課題解決のために市内で活動しているNPO法人を企業版ふるさと納税制度を活用して応援する制度です。



この制度を通じて、**企業**は、社会貢献をすることによる法人としての PR 効果があるほか、寄付金については「企業版ふるさと納税」扱いとなることから、NPO法人へ直接寄付をする場合と異なり、法人関係税の税額の軽減効果があります。

また、事業を実施する NPO 法人は、積極的に事業等の広報活動を行うことにより、寄付を通じて新たな支援者となることができることと、今までの支援者に対しても、寄付による税制上の優遇措置があることから、今まで以上の寄付が期待でき、公益的な活動のさらなる実施につながることであります。

※交付額は集まった寄付金額により変動いたします。定額の交付が保障されるものではありません。

※対象事業として決定した場合は、寄付者の意向を尊重し、目標どおりに寄付が集まらなかった場合でも、必ず実施していただくこととなります。自己資金やその他の事業収入等を見込んだ収支計画を立てたうえでご活用ください。

特定非営利活動促進事業について

※p.2以降、◎がついている項目については、特定非営利活動促進事業と内容が異なります。

1. 事業の募集から事業の実績報告までの流れ ◎

年度	実施内容	実施期間	実施者
令和6年度	申請※	令和6年4月～10月	NPO法人
	書類審査	随時	市
	交付対象事業決定	随時	市
	寄付募集	～令和6年12月	NPO法人
令和7年度	事業実施	令和7年4月～令和8年3月	NPO法人
	交付金交付	令和7年8月末	市
令和7～8年度	実績報告	令和8年1月30日～ 令和8年4月10日	NPO法人

※令和6年度特定非営利活動促進事業に申請いただき交付対象事業の決定を受けた団体が、当該事業への申請が可能です。

2. 交付額について（要綱第10条）◎

4月から12月の寄付額を翌年度の8月に交付します。（受けることができる寄付額は申請していただいた事業費の範囲内となります。）

3. 対象となる団体（要綱第3条）◎

【次の要件をすべて満たすNPO法人】

- (1) 主たる事務所又は従たる事務所が尼崎市内であること
- (2) 法人登記後1年以上が経過し、かつ決算書が確定していること
- (3) 特定非営利活動促進法第29条（事業報告書の提出）の規定を遵守し、かつ、その事業報告書等が適正に作成されていること
- (4) 当年度に特定非営利活動促進事業の交付決定を受けた団体であること
- (5) 尼崎市暴力団排除条例第2条第4号、第5号及び第7号に規定する暴力団等（暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）に該当せず、それらと密接な関係を有していないこと

4. 対象となる事業（要綱第4条）◎

【対象団体が行う特定非営利活動であり、次の要件をすべて満たす事業】

- (1) 主たる効果が尼崎市内で生じる公益的な事業、または、主に尼崎市民を対象とした公益的な事業
- (2) 事業申請年度の翌年度に実施する事業

- (3) 特定の個人または団体の利益となる事業でないこと
- (4) 宗教活動、政治活動、選挙活動または営利活動を目的とした事業でないこと
- (5) 対象団体内の親睦やレクリエーションを目的とした事業でないこと
- (6) 地域再生計画に位置付けられた事業
- (7) 新規性のある事業

5. 対象となる経費（要綱第5条、別表1）

対象となる経費は、特定非営利活動促進事業と同様、事業実施にかかる直接的な経費のみです。

※事業実施に関わらない団体の経常的な運営経費や、団体内の飲食等親睦会費は対象外となります。

※経理上「その他の事業」に該当するものは対象外となります。

申請について（要綱第6条）◎

尼崎市協働推進課へ、必ず事前に電話・メール・FAX等による予約をしてから、申請に必要な書類を持参してください。原則、持参による申請としていますが、様々な事情によりメールや郵送を希望される団体はその旨ご連絡ください。

申請にあたっては、特定非営利活動促進事業で交付対象事業として決定後、随時受付を行いますが、最終提出期限日間に申請をされた場合、書類の内容に不備等がある場合や、申請内容について調整が必要であり、それらが最終提出期限日に間に合わない場合は、申請を受け付けることができなくなるため、余裕をもってまずはお相談下さい。

申請書提出期限 令和6年10月31日（木）

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 実施計画書（様式第2号）
- (3) 収支計画書（様式第3号）
- (4) 所轄庁に提出した特定非営利活動促進法第29条に規定する直近年度の事業報告書等の写し
- (5) 定款の写し ※事業報告書等とは、事業報告書、計算書類、財産目録、年間役員名簿、社員名簿
- (6) 団体の活動概要が分かる資料 ※会報、ホームページの画面印刷など
- (7) 市HP等掲載のための写真データ 1枚分

※(4)～(7)については、特定非営利活動促進事業の申請の際に提出いただくものと同じ書類であることから、今回ご提出の必要はありません。ただし、新規事業である場合は(7)もご提出ください。

事業及び寄付に関する情報発信及び寄付の受付について（要綱第8条）

1. 情報発信

寄付募集期間中は、新たな支援者の獲得や、交付申請額に達するまでの寄付金を目指し、各団体において積極的に広報活動等情報発信を行って下さい。尼崎市のホームページに事業概要は掲載する予定で

はありますが、各団体による情報発信が行われないと、思うように寄付が集まらないといった結果をまねくことがあります。

2. 寄付の受付 ㊟

寄付の受付は、各団体の事業ごとに、尼崎市協働推進課が行います。

各団体が受付を行うと、寄付者はふるさと納税としての税の控除ができなくなるため、ご注意ください。

なお、受付方法は、下記のいずれかとなります。

- ＜受 付＞ (1)市が委託する企業版ふるさと納税専用ポータルサイト「ふるコネ」による申込
(2)「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附申出書」を持参、FAX、郵送、メール等により協働推進課へ提出
(入金方法は、クレジット決済(ふるコネのみ)、納付書払い、口座振込(手数料必要)があります。)

(参考) 寄付について ㊟

特定非営利活動促進事業よりさらに税の軽減効果がアップ《企業版ふるさと納税》 ㊟

企業版ふるさと納税制度を活用した寄付では、通常の地方公共団体への寄付時に適用される全額損金算入に加え、寄付額の最大 6 割が税額控除されることから、合計で最大約 9 割の法人関係税が軽減されることになり、企業にとって、寄付がしやすくなります。

【特定非営利活動促進事業への寄付の場合】(R2年度～)

寄付額

損金算入(約3割) 国税+地方税	(7割) 企業負担
---------------------	--------------

【企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業への寄付の場合】(R4年度～)

損金算入(約3割) 国税+地方税	(4割) 法人住民税+法人税	(2割) 法人事業税	(1割) 企業負担
---------------------	-------------------	---------------	--------------

税額控除

法人住民税 寄付額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄付額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
法人事業税 寄付額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

《企業版ふるさと納税制度の注意点》

- ・ 寄付額の**下限は 10 万円**となっています。
- ・ 寄付企業への**経済的な見返りは禁止**されています。
- ・ 寄付額は**事業費の範囲内**とすることが必要です。
- ・ **本社が所在する地方公共団体への寄付は対象外**となります。

事業の実施について

1. 寄付金額が目標額に達しなかった場合の取扱い（要綱第7条）

寄付金額が目標金額に達しなかった場合においても、応援頂いた寄付者の意向を尊重し、計画した事業内容を遂行していただきます。ただし、計画した事業内容に影響を及ぼさない合理的な範囲内での変更は、市が確認のうえ、認めるものとします。

2. 交付対象事業決定後の事業内容の変更・中止（要綱第7条）

交付対象事業として決定した事業について、やむを得ず、事業内容や収支計画を変更し、または中止しようとする場合、所定の手続きが必要となります。必ず事前にご相談ください。

3. 寄付活用実績の公表及び寄付に対する謝意（要綱第9条、16条）

各団体は、寄付者に対して謝意を表明するよう努めてください。謝意の手法については紙面またはダイレクトメールやホームページによるお礼等が考えられますが、事前に市に確認を行ってください。

なお、対価となる返礼品の送付は行わないこととします。

また、各団体は、事業実施中又は事業実施後において、寄付金の活用実績や事業実施状況等を広く情報発信してください。

4. 個人情報（要綱第17条）

各団体は、本制度により知りえた個人情報については、個人情報の保護の観点から特に慎重に取り扱うものとし、事業実施中又は事業実施後においても、第三者等に個人情報を洩らしてはいけません。

5. 交付の時期（要綱第11条、12条、別表2）◎

寄付金額を翌年度に一括で交付します。

寄付の募集・受付期間	交付対象事業の決定後から令和6年12月31日まで
交付金交付決定通知期限	令和7年7月18日
請求期限	令和7年8月8日
交付金交付期限	令和7年8月29日

事業の実績報告、交付金額の確定について

1. 実績報告書の提出（要綱第13条）◎

事業終了後、令和8年1月30日(金)から令和8年4月10日(金)までに下記の書類を提出してください。

- (1) 実績報告書（様式第10号）
- (2) 実施報告書（様式第11号）
- (3) 収支報告書（様式第12号）
- (4) 交付対象経費の支出が確認できるもの（**領収書又は監事の監査結果等**）
- (5) 交付対象事業の活動状況が確認できるもの（写真、パンフレット、チラシ等）
- (6) 寄付者に対して表明した謝意に関する資料（メール本文のコピー、郵送物等）

なお、交付対象経費の支出が確認できないものがない支出は交付対象経費に計上できず、交付金を返還していただくことにもなりますのでご注意ください。

① 領収書の場合

領収書の但書が無記入または「雑貨」「日用品」などの場合、何を購入したのかわからなくなる恐れがあります。その都度メモなどし、保管してください。

② 監事の監査結果の場合

事業実施年度の決算書等に関する監査結果又は、交付対象事業に関してのみ監事が確認を行った監査結果のいずれにおいても対応が可能ですが、監事の直筆による署名及び捺印、監査日のほか、経費の区分等内容が適正であることの説明文が必須となります。

2. 交付金額の精算（要綱第13条）◎

交付対象事業の決定通知を受けたことにより、定額が保証される制度ではありません。

寄付金額又は交付対象事業費のいずれか少ない額が交付金額となるため、市は、提出された実績報告書等（様式第10～12号）の確認をおこないます。なお、交付対象経費よりも、交付済の金額が多い場合は、その差額を返還していただきます。

3. 交付金の交付取消し・返還（要綱第13条、17条）

交付対象団体が、次のいずれかに該当すると認められるときは、市は、交付を取消、または、交付金を返還していただく場合があります。

- (1) 事業費の実績よりも、交付済の金額が多いとき
- (2) 企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業実施要綱や、その他法令等に違反したとき
- (3) 交付金を他の用途に使用したとき
- (4) 偽りや不正な手段により、寄付金の募集及び交付金の交付を受けたとき
- (5) 尼崎市暴力団排除条例第2条第4号、第5号及び第7号に規定する暴力団等に該当するとき
- (6) 暴力団等の利益になるとき
- (7) その他、市長が交付金を交付する必要がないと認めたとき

注意事項 ㊦

- (1) 寄付金の受付は、申請後、対象事業として認められてからとなるので、少しでも長い期間の寄付募集を行うことができるよう申請を行って下さい（書類に不備がない状態での書類受理後、対象事業の決定まで1か月程度要します）。
- (2) 令和6年度における交付申請書の最終提出期限は10月31日（木）とし、寄付の受付は12月31日までとします
- (3) 審査にあたり根拠等が不十分な場合には、追加で資料の提出をお願いすることがあります。
- (4) 提出された書類等については返却せず、また原則として情報公開の対象となります。
- (5) 寄付企業への経済的な見返りは禁止されています。
- (6) 事業が適正に実施されているかを確認するため、市が視察、調査を行うことがあります。視察、調査にあたっては、市は一切の制限を受けず、必要と判断する範囲で行います。また、その結果、実施状況が適正でない認められた場合には、交付金の全部又は一部を返還していただきます。
- (7) 交付対象事業を他の事業と明確に区分して経理を行い、収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間は保管してください。
- (8) 本資料に記載の内容は一例となります。詳細は尼崎市企業版ふるさと納税型特定非営利活動促進事業実施要綱を確認ください。

申請・問い合わせ先

ご不明点があれば協働推進課へお問合せ下さい。

尼崎市役所 総合政策局 協働推進課(北館4階) 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話：06-6489-6153 ファクス：06-6489-6173

Eメール：ama-kyoudou@city.amagasaki.hyogo.jp

※申請書は尼崎市HP「令和6年度 企業版ふるさと納税型NPO活動促進事業の申請について」からダウンロード可能です。

